

令和4年第6回（11月）大郷町議会臨時会会議録第1号

令和4年11月2日（水）

応招議員（14名）

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

出席議員（13名）

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	9番	和賀直義君
10番	高橋重信君	11番	石垣正博君
12番	千葉勇治君	13番	若生寛君
14番	石川良彦君		

欠席議員（1名）

8番 石川壽和君

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

副町長	武藤浩道君	教育長	鳥海義弘君
総務課長	遠藤龍太郎君	財政課長	熊谷有司君
まちづくり政策課長	千葉昭君	税務課長	小野純一君
町民課長	片倉剛君	保健福祉課長	鎌田光一君
農政商工課長	高橋優君	地域整備課長	三浦光君
会計管理者	伊藤義継君	学校教育課長	菅野直人君
社会教育課長	赤間良悦君		

新型コロナウイルス感染症陽性のため欠席したものは次のとおりである。

町長 田 中 学 君 復興推進課長 武 藤 亨 介 君
復興推進課技監 門 脇 匡 哉 君

事務局出席職員氏名

事務局長 千葉 恭啓 次長 齋藤由美子 主事 上杉 琉日

議事日程第1号

令和4年11月2日(水曜日) 午前10時 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第16号 専決処分の報告について

日程第4 議案第66号 令和4年度大郷町一般会計補正予算(第8号)

本日の会議に付した案件

議事日程と同じ

午 前 10時 00分 開 会

議長(石川良彦君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第6回大郷町議会臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。ここで副町長より御挨拶をいただきます。

副町長(武藤浩道君) 皆さん、おはようございます。

臨時議会の開会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。本日ここに令和4年第6回大郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、何かと御多用の中、御出席を賜り誠にありがとうございます。田中町長が新型コロナウイルスに感染したことから出席することが叶いませんので、よろしく願い申し上げます。

さて、先週の土曜日29日に、第6回おおさと秋まつりを3年ぶりに開催いたしました。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、規模を縮小して開催いたしましたが、会場の大郷町野球場には町内外から多くの方にお越しいただき、大変盛り上がったお祭りとなりました。夜にはおおさと元気花火を打ち上げたところでございます。令和元年の東日本台風、今年7月の集中豪雨などの自然災害に見舞われ、また、新型コ

コロナウイルス感染症拡大の終息が見られない中、中止もやむを得ないと考えた時もありましたが、このように多くの町民の方々の笑顔を見ることができ、主催者として大変うれしく思っている次第でございます。

暦の上では先月 23 日に霜降を迎えましたが、これから秋が一段と深まり、朝霜が見られる頃となり、朝晩の冷え込みも厳しく、日が短くなってまいります。議員の皆様におかれましては、お体に御自愛いただき、御活躍されることを御期待申し上げます。

本日、御提案申し上げます議案は、報告関係では専決処分の報告について、予算関係では令和 4 年度一般会計補正予算（第 8 号）を上程いたします。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、御挨拶いたします。

議長（石川良彦君） 以上で副町長の挨拶を終わります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 110 条の規定により 1 番吉田耕大議員及び 2 番佐藤牧議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

議長（石川良彦君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

日程第 3 報告第 16 号 専決処分の報告について

議長（石川良彦君） 日程第 3、報告第 16 号、専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者から報告第 16 号の報告を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 皆さんおはようございます。

議案書の 1 ページをお開き願います。御報告申し上げます。

報告第 16 号 専決処分の報告について。

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定に基づき、工事請負契約の変更について、別紙のとおり専決処分したので同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 4 年 11 月 2 日 提出

大郷町長 田 中 学

次ページをお開き願います。

専決第 9 号 専決処分書。

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記

- 1 件名及び契約名 令和 3 年第 4 回大郷町議会臨時会において議案第 73 号により議決を得た「令和 3 年度町営住宅希望の丘団地外壁等塗装改修工事」
- 2 金額の変更 議決を得た契約金額 一金 99,000,000 円
変更後の契約金額 一金 95,994,800 円
契約金額の増減額 一金▲3,005,200 円
- 3 変更理由 カバー工法を実施する 2 階建 B 1 タイプ (3 戸 1 棟) 4 棟について、透湿防水シートを全面に貼ることでシーリングと同等の機能を確保できることから、既存シーリングの打ち替え工を削除するもの。また、カバー工法使用サイディングについて、フッ素樹脂原料供給不足によりフッ素塗装鋼板が生産中止となったことから、ポリエステル塗装鋼板に変更するもの。

令和 4 年 9 月 26 日専決

大郷町長 田 中 学

なお、工事の進捗状況につきましては、9 月 29 日に完成検査を実施し、引渡しを受けております。

以上で、報告第 16 号、専決処分の報告について終了いたします。

議長(石川良彦君) 以上で、報告第 16 号の報告を終わります。専決処分の報告でありますので、報告のみとなります。

日程第 4 議案第 66 号 令和 4 年度大郷町一般会計補正予算(第 8 号)

議長（石川良彦君） 次に、日程第4、議案第66号、令和4年度大郷町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 皆さんおはようございます。

それでは、議案第66号、一般会計補正予算（第8号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。補正予算書2ページをお開き願います。

議案第66号、令和4年度大郷町一般会計補正予算（第8号）。

令和4年度大郷町の一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,081万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億4,005万8,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年11月2日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算でございますが、電力・ガス・食料品等の価格高騰対策として、住民税非課税世帯等の低所得世帯に対して、価格高騰緊急支援給付金支給及び農業資材等の高騰対策として、販売を目的に水稲・大豆等を作付している農業者、または、法人等への農業資材等高騰対策補助金支給並びに原油高騰対策として運送事業者等への原油高騰対策運輸事業者等支援補助金支給、また、3月16日の福島県沖地震で被災した物産館の災害復旧工事及び7月15日の豪雨により法面が崩落した木ノ崎地区急傾斜地の自然災害防止対策事業を行うための調査測量設計業務に係る予算について計上したものでございます。歳入では国庫補助金、町債、財政調整基金において財源調整をしたものでございます。

続きまして、3ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正により款項ごとに内容を説明いたします。まず歳入です。第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、8,581万4,000円の増額補正です。住民税非課税世帯等への価格高騰緊急支援給付事業に係る補助金及び農業資材高騰対策並びに原油高騰対策事業に係る地方創生臨時交付金の増による

ものでございます。第19款繰入金、第1項基金繰入金、780万1,000円の増額補正です。財源調整としての財政調整基金繰入金の調整でございます。第22款町債、第1項町債、1,720万円の増額補正です。3月16日の福島県沖地震で被災した物産館の災害復旧工事及び7月15日の豪雨により法面が崩落した木ノ崎地区急傾斜地の自然災害防止対策事業を行うための調査測量設計業務に係る地方債の増額でございます。

歳入補正額合計1億1,801万5,000円の増額でございます。

続きまして4ページでございます。歳出です。第2款総務費、第1項総務管理費、1,220万6,000円の増額補正です。7月16日の豪雨により法面が崩落した木ノ崎地区急傾斜地の自然災害防止対策事業を行うための調査測量設計業務の増額でございます。第3款民生費、第1項社会福祉費、4,876万8,000円の増額補正です。住民税非課税世帯等への価格高騰緊急支援給付事業の増額でございます。第5款農林水産業費、第1項農業費、4,078万7,000円の増額補正です。農業資材等の高騰対策として販売を目的に水稻・大豆等を作付している農業者または法人等への農業資材等高騰対策支援給付金の増額でございます。第6款商工費、第1項商工費、400万円の増額補正です。原油高騰の影響を受けた運送事業者等への原油高騰対策運輸事業者等支援補助金の増額でございます。第10款災害復旧費、第4項公共施設災害復旧費、505万4,000円の増額補正です。3月16日の福島県沖地震で被災した物産館の災害復旧工事の増額でございます。

歳出補正額合計1億1,081万5,000円の増額でございます。

以上、補正前の予算額75億2,924万3,000円に、歳入歳出とも1億1,081万5,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ76億4,005万8,000円とするものでございます。

続きまして、5ページのほうを御覧いただきたいと思います。第2表地方債補正について御説明をいたします。追加1件、変更1件でございます。1緊急自然災害防止対策事業、7月15日の豪雨により法面が崩落した木ノ崎地区急傾斜地の自然災害防止対策事業を行うための調査測量設計に係る起債で、限度額は1,220万円でございます。起債の方法は証書借入れで、利率につきましては5.0%以内、ただし、利率見直し方式で借入れる資金については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものとします。償還の方法でございますが、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還

期限を短縮し、または繰上げ償還、もしくは低利に借り換えることができるものとしております。本債につきましては事業費に100%充当可能で、後年度元利償還金の70%が交付税措置されるものでございます。

次に変更でございます。起債の目的、補正前、補正後の順に御説明をいたします。1 公共施設災害復旧事業、3月の福島県沖地震により被災した物産館の災害復旧工事に係る起債で、限度額を1億5,760万円から、1億6,260万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。本債につきましては工事費に100%充当可能で、後年度元利償還金の47.5%が交付税措置されるものでございます。

以上で、議案第66号、一般会計補正予算（第8号）につきまして提案理由の説明を終了いたします。次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ございませんか。はい、9番和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 9ページですね、歳出の、3款民生費のあの、価格高騰緊急支援給付金、あと、そのページにあります、原油高騰対策運輸事業者への支援補助金、あと、農業資材等高騰対策補助金、これの具体的な補助支援の金額と言いますか、その内容について示してください。

議長（石川良彦君） 答弁願います、保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） はい。まず、9ページの民生費に係る対象につきましては、非課税世帯に対して1世帯5万円を支給するものでございます。以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います、農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） はい、お答えいたします。同じく9ページ、農業資材等高騰対策補助金でございますが、こちらにつきましては、それぞれ作物ごとに水稻、大豆、牧草、野菜の区分ごとにとということになりますが、それぞれ10アール当たりの単価が、水稻の場合3,000円、大豆の場合1,500円、牧草220円、野菜5,500円ということで単価のほう定めまして、合計で527件を対象に、合計の面積としましては1,545ヘクタールということで予算のほうを算定してございます。

続いて、原油高騰対策運輸事業者等支援補助金でございますが、こちらにつきましては、町内に事業所を有する中小企業者・個人事業主のうち、トラック運送業者、貸切バス業者、それからタクシーのほうはございませんが、一応タクシーのほうも対象と、それに運転代行業というこ

とで、今のところ、こちらで把握している件数で16から17事業者のほういらっしゃるといところで確認をしているところでございますが、それぞれ事業で利用している車の種類に応じて単価のほう定めてございます。軽自動車につきましては1台につき3,000円、小型自動車につきましては5,000円、それら軽自動車・小型自動車以外の自動車につきましては1万円ということで、定額での補助金を、補助金の支援を考えておりまして、1事業者当たり上限を20万円ということで算定してございます。最終的に把握している以上の事業者も出てくる可能性もございますので、20事業者分ということで、掛ける20万円で400万円の計上ということになってございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） はい、和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 給付、補助を受けるには申請が必要だと思うんですけども、この周知をですね、どのようにして行うのかをちょっと示していただきたい。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） はい、お答えいたします。まず、あの、住民税非課税世帯の方については、こちらの町から確認書という物を送付させていただいて、それを確認していただいたのちに、町に変装していただいて、そのまま給付の事務につなげてまいります。あともう1点が、家計急変、こちらについてはこの1年間で急激な家計のほうの、収入のほうですね、収入のほうが減したということが認められるような書類を添付して申請していただくわけなんですけど、そちらのほうについては広報等、あとは防災無線等で周知をしてまいりたいと考えております。以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませぬか。和賀直義議員。

9番（和賀直義君） 農林水産業への支援もですね、やっぱりこれ、どのように周知をね、考えているのか。あとはあの、原油高騰の、運輸業への支援なんですけども、これは県でもね、やって、10月に締め切りましてですね、この辺では大郷でどれくらいの業者がですね、助かったというか、対象になったのかというのは分かるんですか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） はい。まず1点目でございます。農業資材等の高騰対策補助金の周知の方法でございますが、こちらにつきましては、転作作物であったり、水稻であったりということで把握している農業者の方いらっしゃいます。そちらの方に対しまして直接申請書のほうをお

送りさせていただいて、それを提出いただくというような形を取る予定でございます。それから、原油高騰対策の関係での県でのというところで、確かに3万円、2万円、1万円ということで補助金のほう出しておるというところは把握してございます。ただそちらの業者数であったりといった部分については、現在のところ確認のほうはしてございません。以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。4番大友三男議員。

4番（大友三男君） 9ページの歳出の財産管理費の関係なんですけれども、これ、7月の大雨により木ノ崎地区で土砂崩れにより被害にあった家の裏山の土砂崩れ対策としての調査測量設計業務として1,200万、約1,220万なんですけれども、その関係なんですけれども、これ、委託料として1,220万ということは、大体工事費に換算すると1億近くになるのではないかというふうに思うんですけれども、これあの、全員協議会の中で説明あった中では、土砂崩れに合った家に隣接する家が複数あるということなんですけれども、これ、あの、町民の生命財産を守るとの財政課の課長の発言もありましたけれども、そうであれば、土砂崩れ発生した場所の対策だけでなく、隣接している複数の危険な裏山に対しても土砂崩れ対策というものを考えるべきだったのではないかと思うんですけれども、これ、対策会議の中で、なぜこの土砂崩れに遭った場所だけの提案になったのか、どのようなお話しの中でこうなったのか、ちょっとお伺いしたいんですけれど。

議長（石川良彦君） はい、財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 今回被害というか、実際被災を受けた土地の部分のみを今回計上させていただいてございますし、その付近、その部分、その東側の分を言われて、大友議員のほうから東側の分は言われているの分かりませんが、東の分につきましては今回、実際崩れておりませんので、今回落ちました30メートルほど土砂が崩落した部分がございますので、その部分を中心に、今回は工事を実施する予定でありますので、そのための今回、調査ということでの予算を計上させていただいたものでございます。

議長（石川良彦君） はい、大友三男議員。

4番（大友三男君） 今回土砂崩れに遭ったということの場所に限定しているようなんですけれども、これ、あの、町ではこの近辺の危険の度合いというものをどの程度把握しているんでしょうか。これについて先ほども申しましたけれども、隣接する地域も大体同じような地形になってるわ

けなんで、やはり、その、今後の対策としてやはりしっかりとやっぱり
そういうもの、今後と言いますかね、今回の対策の中にやっぱりしっか
りと含めるべきだったんじゃないのかなと思うんですけど、どうなんで
しょうか。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 実際今回調査していただくわけですが、ど
こまでの広範囲になるか分かりませんが、近隣の一部までは多分入っ
てくると、と言いますのは、一部今回崩落した部分の隣の部分が一部崩落
しかけている部分もございますので、その部分も今回併せて、今回調査
をしていただく予定としてございますので、その後に工事費ということ
になってきますので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

4番（大友三男君） あとですね、この工事と言いますか、に関して、受益者
負担が出てくるんだというようなことでの御説明があったと思うんで
すけれども、大体この工事費に対して受益者負担というのはどのくらい
の割合になるのかお教えしていただきたいと思うんですけれども。

議長（石川良彦君） はい、財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 今現在議会のほうに御提案させていただいておりま
せんので、県の急傾斜地の事業を実施した場合には、町の負担分が10%
でございます。そのうちの4分の1が受益者負担ということになってき
ますので、率にしますと2.5%が受益者負担ということでございます。
それにつきましてはあくまでも県での事業として実施する場合でござ
いまして、それにつきましては、今町の傾斜地の分担金条例でですね、定
めてございますので、今後、今回の事業につきましては、今後の議会
の中で議員の皆様にご提案させていただいて、決定させていただくとい
うようなことになる予定でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今の関連でございしますが、9ページの財産管理費の関係
でございしますが、これと合わせてですね、この補正金額に対応するとい
うことで、地方債が考えられて、計画されておりますが、100%事業対
象になるということですが、一方で70%が地方交付税で処置されると、
その残りの30%についてどのように対応するのか、同じく、あの、下の
ですね、この、公共災害復旧事業の今回の、物産館の修理についても
47.7%が対象になるということですが、その残金はどういう処理になる
のか、その辺まずお聞きしたいと思います。またですね、今回こういう

国土強靱化対策ということで自然災害の防止対策事業という位置づけの中で国土強靱化対策事業、一環として対応するというございでしたが、今後、もし、今大友議員からも質問ありましたが、ほかの地域でもこういう状況があった場合には、当然対応するというございで理解していいんですね。その辺、お聞きしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います、財政課長。

財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。まず、第1点の残金の部分でございしますが、それにつきましては一般財源ということでございします。皆様の、皆さんからの貴重な税金を充当させていただき予定でございします。あと第2点目でございしますが、ほかの地域でももしあったらということございしますが、その際には同じような考えで、町で、あの、場所によりますので、今回、昨日の全員協議会でもお話しさせていただきましたが、急傾斜地に指定されてございしますが、県の事業としては合致しないというようなことで、町の事業ということにさせていただき経緯になったわけございしますので、今後、もし、同様なことが起きた場合は、その地が県の急傾斜地の指定になって、県でやるのか、そこまでできないとなれば町で対処していくということで、昨日もお話しさせていただきましたが、我々は住民の命を、生命を守る使命がございしますので、そのことを御理解いただきたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） お聞きしますとですね、もちろん県なり、責任状況もあると思うんですが、基本的には命を守るという観点からこのような状況が、もし、どこかでも発生した場合には対応するというございで理解したわけですが、そのような答弁だと思いますが、そう理解していいんですね。それでですね、次の質問なんですが、この3割なり四十数%の負担ということは、それが造成費にも当然、そのくらいの割合で出てくるのかなと思うんですが、その辺については造成費に、もし造成として、工事費として億の金がかかるということも、あるいはなろうと思うんですが、その場合の負担の割合について、町の負担も今回のいわゆるこの、被災ということでの対応ができるのか、どうか、その辺、確認しておきたいと思います。それからですね、農業資材の関係で、例えば今回の補助金が大和町でもなんか3,000円出すというようなことで、今日の新聞に載っておりますが、うちの水稻については3,000円だと、これ、あの、金額単価については各自治体の判断でいいのか、それとも何か指針があったのか、その辺、確認しておきたいと思います。分かりますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います、財政課長。

財政課長（熊谷有司君） はい、お答えいたします。まず、工事費でございますが、今回はあくまで設計ということでございます。工事につきましてはその積算を受けて、今度工事費のほうをまた議会のほうに提案させていただく予定でございますが、工事費と同じように70%が、すいません100%充当可能で、あとそのうち70%が交付税措置される見込みでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います、農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） はい、お答えいたします。こちらの単価につきましては、各自治体の判断ということになります。それぞれ財源として臨時交付金を財源とするというところでの予算の限りもございまして、それぞれの自治体の判断によって、単価のほうは決めていると。ただ、隣接のというところで、先ほど議員のほうからもありましたが、大和町さんの対策というところにつきましても参考にしながら、今回単価のほうの、設定のほうをしたところでございます。以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。1番吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） 10ページの公共施設災害復旧費なんですけども、物産館の復旧工事とありますが、詳細な内容と2階キッズスペース等の利用時期はいつか伺います。

議長（石川良彦君） 答弁願います、農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） はい、お答えいたします。こちらにつきましては、地震による災害の復旧ということで、今回工事の対象となる部分につきましては、2階がメインということにはなりません。ただ、1階の物販のスペースのところの吹き抜けの部分、それから階段の部分ですね、それから飲食、レストランの部分の電気設備、それから2階のトイレの部分の前室の部分の亀裂であったり、あとキッズコーナー、それから大広間であったりの和室の部分、大広間とやや小さい広間ということになります。こちらの壁であったり、天井であったりという部分の復旧ということになってございます。それから2階部分の利用という部分でございますが、今後予算のほうを御可決いただきましたら、工事のほう早速入札によりということになるかと思いますが、契約のほうさせていただきまして、年度内、最悪でも年度内には工事のほう完了するということで見込んでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですのでこれをもって質疑を終わります。これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより議案第66号、令和4年度大郷町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって本案は原案どおり可決されました。

議長（石川良彦君） 以上をもって本臨時会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和4年第6回大郷町議会臨時会を閉会といたします。

大変御苦勞さまでした。

午 前 10時 36分 閉 会

上記の会議の経過は、事務局長 千葉 恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員